

5 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第4号関係）

■景観重要建造物の指定の方針

当該建造物の外観の景観上の特徴が、次のいずれかに該当するものを景観重要建造物として指定することとする。

- ① 地域の自然や歴史・文化・風土などにより育まれた特徴的な外観を有し、地域景観の中でランドマークや核を形成すると考えられるもの。
- ② 歴史や文化財としての価値にかかわらず、地域住民に大切に守られ、地域社会の誇りとなっているもの。
- ③ 新たに周辺の自然景観などと調和した景観を創出し、地域の景観形成に主導的な役割を果たすと考えられるもの。
- ④ 地域景観を形づくってきた意匠や工法の建築技術、石積み等の造園技術、農林水産業の生産施設等、素材に地域の特産を使用しているもの、その時代の匠や職人の技が光るものなど。



地域のシンボルとなっている工作物



地域性を代表し、町並みの核となっている建築物



新しい町のシンボルとなっている建築物

【景観重要建造物のイメージ】

■景観重要樹木の指定の方針

当該樹木の樹容等が、次のいずれかに該当するものを景観重要樹木として指定することとする。

- ① 地域のシンボルとして人々に愛され、自然や生活環境、美観、風致を維持するために重要な役割を担うと考えられるもの。
- ② 種類、樹齢、植物学的価値や、自然保護的価値にかかわらず、地域住民に大切に守られ、地域社会の誇りとなっているもの。
- ③ 新たに周辺の自然景観、建築物などと調和した地域イメージを生みだし、地域の景観形成に重要な役割を果たすと考えられるもの。



地域で大切にされている
樹木



町並みと一体となって
景観を形づくる樹木



田園景観にアクセントと
なる樹木



道路のアイストップとなって
町並み景観を形づくる樹木

【景観重要樹木のイメージ】